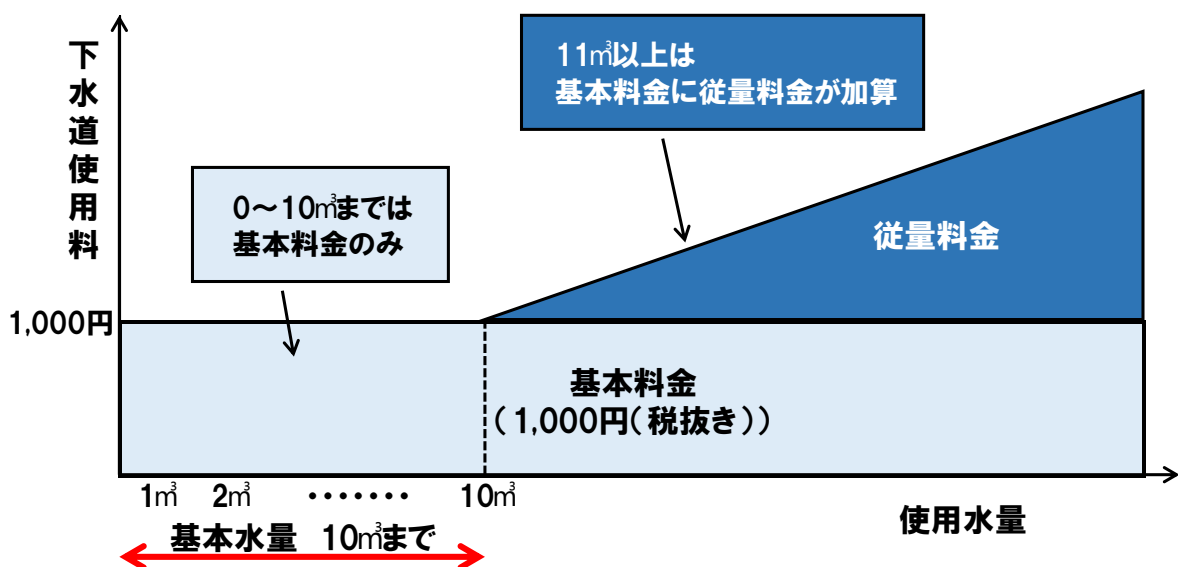


# 下水道使用料の基本水量制廃止について

## 1 基本水量制について

一定の水量までの使用に対し、従量料金（使用水量に応じて賦課される料金のこと）を賦課せずに、定額の基本料金のみを負担とする料金設定の方法のことです。

本市の場合、基本水量は 10 m<sup>3</sup>まで、基本料金は 1,000 円となっているため、0～10 m<sup>3</sup>までの下水道使用料は定額の 1,000 円となります。



基本水量制は、公衆衛生を向上させ、生活環境を改善するという目的に基づく制度で、全ての使用者に対して最低限の生活用水を平等に確保するという思想に基づいたものですが、下水処理区域内の普及率はほぼ 100%となっており、基本水量制の当初の役割は果たされたと考えられます。

## 2 基本水量制の問題点

少子高齢化の進行等による単身世帯の増加や 1 世帯当たりの人数減少、節水型機器の普及、節水行動の定着などにより、基本水量以下の世帯が増加しており、令和 3 年度（2021 年度）では 10 年前と比較して 5.8 ポイント増の 36.1%となっています。

また、0 m<sup>3</sup>でも 10 m<sup>3</sup>でも使用料が変わらないことへの不公平感があることや節水努力が報われないなど基本水量制のあり方が課題となっており、受益と負担の適正化が求められています。

北海道内においては、現在、5 市が基本水量制を廃止しており、令和 4 年（2022 年）4 月には釧路市が、7 月には旭川市が廃止に至っています。

### 3 下水道条例の改正案

1 か月当たり 10 m<sup>3</sup>までの使用料を定額（1,000 円（税抜き））とする基本水量制を廃止し、基本料金を 800 円に引き下げます。また、10 m<sup>3</sup>までの水量区分に新たに従量料金（20 円/m<sup>3</sup>）を設定します。

この改正により 1 か月当たりの下水道使用量が 9 m<sup>3</sup>以下の使用者は下水道使用料が月 22～220 円安くなります。（10 m<sup>3</sup>以上の使用者の下水道使用料は変わりません。）

表 1 下水道条例の一部改正案

改正前				改正案					
別表第1(第13条関係)				別表第1(第13条関係)					
区分	基本料金		超過料金(1立方メートルにつき)		区分	基本料金		従量料金(1立方メートルにつき)	
	汚水量	料金	汚水量	料金		汚水量	料金		
浴場用以外の汚水	10立方メートルまで	1,000円	10立方メートルを超え20立方メートルまでの分	122円	浴場用以外の汚水	800円	10立方メートルまでの分	20円	
			20立方メートルを超え50立方メートルまでの分	139円			10立方メートルを超え20立方メートルまでの分	122円	
			50立方メートルを超える分	212円			20立方メートルを超え50立方メートルまでの分	139円	
							50立方メートルを超える分	212円	

表 2 改正前後の水道料金・下水道使用料

改正前				改正案						
1ヶ月当たりの使用水量	水道料金	下水道使用料		合計	1ヶ月当たりの使用水量	水道料金	下水道使用料		合計	減少額
		基本料金	従量料金				基本料金	従量料金		
0m <sup>3</sup>	792円	1,100円	なし	1,892円	0m <sup>3</sup>	792円	880円	0円	1,672円	▲220円
1m <sup>3</sup>	960円			2,060円	1m <sup>3</sup>	960円	880円	22円	1,862円	▲198円
2m <sup>3</sup>	1,128円			2,228円	2m <sup>3</sup>	1,128円	880円	44円	2,052円	▲176円
3m <sup>3</sup>	1,296円			2,396円	3m <sup>3</sup>	1,296円	880円	66円	2,242円	▲154円
4m <sup>3</sup>	1,465円			2,565円	4m <sup>3</sup>	1,465円	880円	88円	2,433円	▲132円
5m <sup>3</sup>	1,633円			2,733円	5m <sup>3</sup>	1,633円	880円	110円	2,623円	▲110円
6m <sup>3</sup>	1,801円			2,901円	6m <sup>3</sup>	1,801円	880円	132円	2,813円	▲88円
7m <sup>3</sup>	1,970円			3,070円	7m <sup>3</sup>	1,970円	880円	154円	3,004円	▲66円
8m <sup>3</sup>	2,138円			3,238円	8m <sup>3</sup>	2,138円	880円	176円	3,194円	▲44円
9m <sup>3</sup>	2,306円			3,406円	9m <sup>3</sup>	2,306円	880円	198円	3,384円	▲22円
10m <sup>3</sup>	2,475円	3,575円	10m <sup>3</sup>	2,475円	880円	220円	3,575円	0円		

0m<sup>3</sup>も10m<sup>3</sup>も料金は同じ

節水すればするほど安くなる料金体系に

※1 水道料金に変更はありません。

## 4 財政の見通し

改正案の場合、使用料収入は約 770 万円/年の減収となりますが、令和 4 年（2022 年）から令和 13 年（2031 年）までの 10 年間において、黒字経営は維持することができます。

## 5 今後の予定

12 月 下水道条例の一部改正

1 月 条例施行

↓

1 月使用分（2 月検針分）から改正案の料金が適用となります。